

事務連絡  
令和3年11月24日

都道府県  
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中  
特別区

厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省健康局結核感染症課

医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について

医療施設等における新型コロナウイルス感染症対策については、「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年10月15日付け事務連絡）でお示ししているところです。

このうち、医療機関等における面会については、「感染経路の遮断という観点から、感染の拡大状況等を踏まえ、必要な場合には一定の制限を設けることや、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断るといった対応を検討すること。また、面会のやり方としてオンライン面会の実施等も考えられるので、検討すること。」としております。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が決定され、面会については、面会者からの感染を防ぐことと、患者や利用者、家族のQOLとを考慮することとし、具体的には、地域における発生状況等も踏まえるとともに、患者や利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること、との方針が示されました。

これを踏まえ、ワクチン接種歴や検査結果等を考慮した面会や付き添いの事例について、下記のとおりお示しします。

各衛生主管部局におかれましては、内容を御了知の上、管内医療機関への周知を行っていただきますようお願いいたします。

また、社会福祉施設等における面会等の実施については「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）を参照いただくようお願いします。

## 記

### 1 医療機関等における面会について

面会については、地域における感染の拡大状況や入院患者の状況等のほか、患者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等を総合的に考慮した上で、面会実施の方法について各医療機関で検討すること。面会実施の際には、引き続き感染防止対策を行うべきであり、その方法については2の院内感染対策に留意した面会の事例も参考とされたい。

### 2 院内感染対策に留意した面会の事例について

ワクチン接種歴や検査結果の確認や面会室のパーテーションの設置等により面会や付き添いを実施している医療機関の事例を、厚生労働科学研究「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究」(研究代表者 東北医科大学 賀来満夫)において収集し、研究班 HP (※1) にて別添の資料を公開しているので、参考とされたい。

#### (※1) 院内感染対策に留意した面会の事例

[http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/division/medical\\_institution.html](http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/division/medical_institution.html)  
(本HPにおいては、別添の資料以外にも院内感染対策に関する各種情報を適宜提供、更新している。)

### 3 その他医療機関における感染防止対策について

医療機関における院内感染対策については、厚生労働省HPの医療機関向け情報のページ (※2) で情報提供しており、各種ガイドラインや感染対策の講習動画等も掲載しているので、参考とされたい。

#### (※2) 厚生労働省 医療機関向け情報 (治療ガイドライン、臨床研究など)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00111.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html)